

ワーキングチームの設置に関する法制・基本問題小委員会における主な意見
(平成27年6月23日法制・基本問題小委員会(第1回))

- 柔軟性の高い権利制限規定について知的財産推進計画2015による要請があり、また、政権与党でも随分この点をめぐって議論が行われているとも聞く。当分科会においてもこのような議論に対する何らかの対応は必要ではないか。機動的な対応が要請されることもあり得ることを考えると、特別のプロジェクトチームのようなものを設けておいた方がよいのではないかと。
- 機動性に加えて、デジタル・ネットワーク関連の技術や実際の仕組みがどうなっているか、 どのようなニーズがあるかというようなことは、かなり細かく専門的に見る必要もあるので、ワーキングチームのような場が必要。
- この問題を議論することには賛成だが、過去にこの小委員会でかなり議論した上で結論を出した。その結論が法案にならなかったことが問題であって、更にここで検討することがどういう解決になるのか疑問。
- 検討課題案にある「柔軟性の高い権利制限規定」というのは、平成23年報告書における「権利制限の一般規定」というものに限らず、様々なものを含み得る広い概念ではないか。つまり、「権利制限の一般規定」というと、アメリカのフェアユース規定みたいなものであるとか、あるいは小さな一般条項とか受皿規定と呼ばれるようなものがこれに当たると考えられるが、「柔軟性の高い権利制限規定」というと、「権利制限の一般規定」に限らず、柔軟性を持った個別規定であるとか、同じような趣旨の個別規定を複数まとめたグループごとに設けられる受皿規定のようなものであるとか、いろいろな形があり得る。そうした幅広い可能性を含めて権利制限規定の在り方を検討することは、我が国著作権法にとって重要な課題。

また、平成23年報告書では「本小委員会としては、この検討結果をもって、権利制限の一般規定に関する議論を尽くしたものとは考えていない」とされており、ABC類型というのものも、「差し当たって現時点において合理性が認められる」類型に過ぎず、「当該類型以外の行為については、権利制限の一般規定の導入の後の状況も踏まえながら、必要に応じて、対象範囲や要件の見直しも含めた検討を適宜行うことが適当」とされている。これによれば、仮に、平成23年報告書の内容通りにABC類型が導入されたとしても、権利制限の一般規定について更に検討することが想定されていたというべき。
- この議論は、「一般規定とは何ぞや」という議論から始まって、定義も同床異夢であるという、いわゆる空中戦になりやすい性質の問題である。今の議論も、原点たる対象自体の把握よりも、方法論の方から出発している感がある。法律関係というのは、やはり全てまずはファクツ(facts)ないし事実関係の把握があって、その上で、そこに法を適用していくことになっている。まずは、ファクツなりニーズをきちんと把握していかない限りは、どちらの方向にも進みようがな

く、意味ある議論は始まらない。

- 平成23年の報告書で出したC類型は内閣法制局の方で排除されたと聞かすが、C類型よりも広いものをここで議論して何か出すことに意味があるのか疑問であり、ここで何を目標にして議論するのかのかが見えない。
- 23年の権利制限の一般規定の検討でも、検討を尽くしたものでは確かでない。それから、「広い」と言われているが、広いものなのか狭いものなのかはまだ分かっておらず、柔軟性の高い権利制限規定というものとしてどういうものが考えられているのかもまたよく分かっていない。また、どういう事実に基づいて、どういうニーズがあるのかも、まだよく分かっていない。しかし本小委の中で検討するのは難しいところがあるので、ワーキングチームを作って検討することとしてはどうか。
- 内閣法制局で通らないのであれば、ここで検討しても意味がないのではないかという旨の発言があった。しかし、審議会は、諮問機関として、国や社会にとってあるべき制度とは一体どのようなものなのかを淡々と審議し、ある制度を本当にあるべき制度だと考えるのであれば、そのことを率直に報告すべきであって、その際に、そのときの政治的な状況はもちろん、諮問をした行政機関その他の組織の意向を忖度したり、慮ったりする必要はないし、すべきでない。審議会における議論の在り方としては、むしろ、あるべきとされる制度がどうして望ましいと言えるのか、どのような意味で必要と言えるのかという理屈を詰める方が重要ではないか。
- 我々も審議の結果の説得力は当然必要であると思うので、広く我々の審議した結果が理解していただけるような取りまとめ、結論を出していきたい。
- 細かいところまでここで我々が全部決められるわけではないが、ほかでどうされるかは別として、ここでは、我々が今何をすべきかを打ち出すために、ファクツないしニーズをきちんと固めた上で、きちんと法制面から議論することが必要。